

航空輸送の安全確保に関する業務改善勧告 および（安全統括管理者の職務に関する）警告書について

平素よりオリエンタルエアブリッジ（ORC）をご利用いただき誠にありがとうございます。

本日、6月28日、国土交通省大阪航空局長より、当社宛に「航空輸送の安全確保に関する業務改善勧告」ならびに（安全統括管理者の職務に関する）「警告書」が手交されましたので、下記のとおりご報告いたします。お客様および関係する皆様に、ご迷惑ならびにご心配をお掛けしていることを深くお詫び申しあげます。本事象を真摯に受け止め、再発防止を正しく機能させ、あらためて安全運航の堅持に努めてまいります。

記

1. 不適切事象

- 出勤前の自主検査でアルコールが検知されたことを自覚していながら出勤し、航空法で定められた勤務開始前のアルコール検査を実施しないまま業務を開始したこと
- 実施した整備作業の記録の廃棄および機能点検の未実施
- 当該事象の社内報告および初期対応の遅れ、ならびにアルコールに関する不適切事案が再発しており、安全管理システムに不足があること
- 本事案以外にも整備作業開始前のアルコール検査の記録漏れがあったこと

2. 事態の概要

5月18日（土）のアルコール検査において、早番勤務（勤務時間 6:30～15:30）の整備士1名（50代男性）が決められた時刻（勤務開始前）にアルコール検査を実施せず、勤務開始1時間12分後に実施した検査においてアルコールが検知されました。その間、機体のトーイング（けん引車で機体を移動する作業）、機体の出発前点検、機体の不具合修復などの整備業務を行いました。

また、当該整備士は、上記記載の機体の不具合修復を実施したことに関し、作成途中の整備記録を廃棄し、整備手順書に定める作業実施後の機能点検も行っていなかったことも判明いたしました。

3. 対応

- (1) 当該整備士および当該整備士と同じ早番勤務を実施した整備士のアサイン停止
- (2) 航空機の健全性の確保
- (3) 国土交通省大阪航空局への報告（5月21日第1報、6月7日中間報告書提出）
- (4) 原因究明および再発防止策（暫定）の実施
 - ・アルコール検査の強化
 - ・業務に支障を及ぼす飲酒の禁止徹底

恒久対策に関しては、現在実施している再発防止策に加え、整備業務に対する「航空輸送の安全確保に関する業務改善勧告」および（安全統括管理者の職務に関する）「警告書」に従って立案し、大阪航空局と調整したうえで実施して参ります。

4. 運航への影響

- (1) 5月18日より22日までの間、不完全な整備状態のまま当該航空機を運航しました。（30便）
- (2) 当該整備士が5月18日に整備作業を実施した箇所の部品すべての交換が完了する6月3日まで、当該航空機の運航を停止しました。（運航を停止している間は、他の航空機にて運航したため、運航便への影響はございませんでした）

以 上